

# 小名浜港港湾計画書

(案)

— 改 訂 —

平成29年1月

小名浜港港湾管理者  
福島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成15年10月 第17回福島県地方港湾審議会
- ・平成15年11月 交通政策審議会第8回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成19年 5月 第18回福島県地方港湾審議会
- ・平成19年 7月 交通政策審議会第26回港湾分科会
- ・平成24年 5月 第21回福島県地方港湾審議会
- ・平成24年 7月 交通政策審議会第49回港湾分科会
- ・平成25年 6月 第22回福島県地方港湾審議会
- ・平成25年10月 第23回福島県地方港湾審議会

の議を経た小名浜港の港湾計画を改訂するものである。

## 目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	旅客船埠頭計画	9
3	危険物取扱施設計画	10
4	水域施設計画	11
5	外郭施設計画	14
6	小型船だまり計画	15
7	臨港交通施設計画	16
IV	港湾の環境の整備及び保全	17
1	港湾環境整備施設計画	17
V	土地造成及び土地利用計画	18
1	土地造成計画	18
2	土地利用計画	19
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	20
1	効率的な運営を特に促進する区域 (臨海部産業エリア)	20
VII	その他重要事項	22
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	22
2	大規模地震対策施設	24
3	港湾施設の利用	26
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	27

## I 港湾計画の方針

小名浜港は、福島県南部の太平洋岸に望むいわき市に位置し、古くは米の積み出しに始まり、明治以降は常磐炭鉱から産出する石炭の京浜方面への輸送基地として発展し、南東北地域の物流拠点として、昭和26年、重要港湾に指定された。戦後は電力、重化学工業を中心とした臨海工場地帯の産業基盤となる物流拠点港湾として整備され、昭和39年の「常磐・郡山地区」新産業都市指定を契機に国際貿易港として港勢を拡大してきた。さらに平成10年には外貿コンテナ定期航路の開設されている。平成23年3月の東日本大震災では甚大な被害を受けたものの、平成26年3月までに物流機能を担う主要な岸壁の災害復旧工事が全て完了している。

取扱貨物量は平成26年において、1,789万トン（外貿989万トン、内貿801万トン）、そのうち外貿コンテナ貨物10,057TEU、国際フィーダーコンテナ3,588TEUに達しており、小名浜港周辺地域に集積する製造業や素材型産業等の物流拠点としての役割に加え、東日本地域に電力を供給する火力発電所への石炭等の燃料輸送拠点として、その役割を着実に果たしてきている。

また、本港は石炭輸送拠点としての港湾機能強化を図るため東港地区の整備が進められており、平成23年には「国際バルク戦略港湾（石炭部門）」に選定、平成25年には全国初となる「特定貨物輸入拠点港湾」に指定され、東日本地域の経済・産業を支える上で、これまで以上に重要な役割を担うこととなった。

このような情勢のもと、石炭専用船の大型化などの海運動向に的確に対応していくことが求められることから、小名浜港の輸入の主要品目である鉱産品の輸送拠点として、国際物流ターミナル機能を強化していく必要がある。併せて、コンテナ貨物の集荷・創荷に向けた取組みやコンテナターミナル機能の強化、埠頭間及び広域幹線道路と有機的に連絡する道路網の形成が重要である。

他方、いわき市内における最大の観光資源である港をより質の高い魅力的な空間とするため、地域社会との協働・連携による観光振興、地域資源を活かした賑わいの創出、サービスの向上に向けた取り組みを進めるとともに、クルーズ客船の寄港促進に努め、賑わいあふれる小名浜港を形成していくことが求められている。また、水際線・水域利用の要請が高まる中、誰もが気軽に立ち寄れる多様な親水空間の形成を進めるとともに、安全な水域利用のための環境づくり、海洋性レクリエーションへの対応等が求められている。

さらに、安全・安心については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、港湾施設は甚大な被害を受けたことを教訓に、大規模災害時において、市民生活や企業活動を支える海上輸送機能を確保するとともに、これを基盤とする臨海部産業の早期回復及び事業の継続が図られるよう港湾の防災・減災対策を講ずることが求められている。

これらを踏まえ、小名浜港は「地域産業やエネルギー供給を支える物流拠点」、「地域の賑わいや観光振興を支える交流拠点」及び「災害時に市民生活や企業活動を支える防災拠点」を3つの柱とし、地域経済の活性化と市民生活を豊かにするみなとづくりを目指していく。

この将来像の実現に向けて、以下の方針のもと、平成40年代前半を目標年次として港湾計画を改訂する。

#### (1) 地域産業やエネルギー供給を支える物流拠点

- ① 国際バルク戦略港湾として、石炭専用船の大型化などの海運動向に的確に対応し、東港地区における大水深岸壁や荷役機械等の施設整備、ターミナル用地拡張を図り、国際物流ターミナル機能を強化する。

- ② 小名浜港の主力取扱貨物である鋳産品をはじめ、コンテナ以外の一般貨物を効率的に取り扱えるよう、埠頭の機能転換や集約を進め、物流用地や産業用地等を確保する。
- ③ コンテナサービスの拡充を図るとともに、コンテナヤードの狭隘化に対応するためコンテナターミナル機能を強化する。
- ④ 増大する港湾物流に対応するため、広域道路ネットワークと臨港道路の連絡強化を図るとともに、埠頭間の円滑な交通環境を確保する。
- ⑤ 老朽化及び機能の低下した既存施設の利用状況に応じて、施設の長寿命化や利用再編による機能集約及び他の用途への利用転換により、維持管理コストの縮減を図る。

## (2) 地域の賑わいや観光振興を支える交流拠点

- ① 市民や来訪者への身近な親水空間の提供や、クルーズ客船需要、海洋性レクリエーション需要に対応するため、魅力ある多様な親水空間を創出する。
- ② 地域社会との協働・連携による観光振興に向けた取組みを推進し、小名浜港の地域資源を活かしたみなとまちの賑わい創出する。

## (3) 災害時に市民生活や企業活動を支える防災拠点

- ① 地域防災計画に基づく緊急物資輸送ルートの確保や、港湾BCPに基づく実施体制を確立し安全・安心の確保に貢献する。
- ② 大規模災害に備え、復旧・復興の広域的な支援ができるよう、バックアップ機能を確保するとともに、広域的な海上輸送ネットワークの構築を図る。
- ③ 津波避難施設や避難路等の確保と避難体制を確立し、地域の防災力向上を図る。

- ④ 外郭施設を整備し、港内静穏度の向上や船舶の航行安全及び避難水域の確保を図る。

(4) 港湾空間のゾーニング

多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- 3号ふ頭地区西部から大剣地区東部及び東港地区は、物流関連ゾーンとする。
- 1・2号ふ頭地区、3号ふ頭地区、東港地区東部及び剣浜地区は、交流拠点・レクリエーションゾーンとする。
- 栄町地区及び1・2号ふ頭地区東部は、水産ゾーンとする。
- 高山地区、渚地区、藤原地区及び大剣地区東部は、生産ゾーンとする。
- 大剣地区南部は、危険物ゾーンとする。

## II 港湾の能力

目標年次（平成40年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	1, 5 3 0 万トン (3 6 万トン (3 万TEU) )
	内 貿 (うち内貿コンテナ)	1, 0 1 0 万トン (1 1 万トン (1 万TEU) )
	合 計 (うちコンテナ)	2, 5 4 0 万トン (4 7 万トン (4 万TEU) )
船 舶 乗 降 旅 客 数	7 万人	

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

#### 1 公共埠頭計画

##### 1-1 東港地区

石炭輸送船の大型化に対応し、石炭、その他鉱産品の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深20m 岸壁2バース 延長740m

(うち1バース工事中) [既定計画の変更計画] H-1、2

水深14m 岸壁1バース 延長280m [既定計画] H-3

埠頭用地 52ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち30ha工事中) [既設の変更計画]

既定計画

水深14m 岸壁1バース 延長280m H-3

水深12m 岸壁1バース 延長240m H-2

既 設

水深20m 岸壁1バース 延長370m H-1

埠頭用地 32ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

## 1-2 藤原ふ頭地区

木材チップ、再利用資材等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深10m 岸壁1バース 延長170m [新規計画] F-3  
埠頭用地 10ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
(うち10ha 既設) [既設の変更計画]

〔 既 設  
埠頭用地 33ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) 〕

なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

〔 既 設  
水深10m 岸壁1バース 延長185m F-3  
水深7.5m 岸壁1バース 延長130m F-4 〕

### 1-3 大剣地区

外内貿コンテナ貨物需要の増大とコンテナ船の大型化に対応するコンテナターミナル機能拡充及び金属くず等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深12m 岸壁1バース 延長250m (コンテナ船用)  
[新規計画] O-1

水深10m 岸壁1バース 延長280m [既設の変更計画]  
O-2

埠頭用地 17ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
(うち12ha既設) [既設の変更計画]

既 設  
水深10m 岸壁2バース 延長370m O-3、4  
埠頭用地 13ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

既 設  
水深7.5m 岸壁2バース 延長260m O-1、2

## 2 旅客船埠頭計画

### 2-1 1・2号ふ頭地区

既定計画どおりとする。

〔 既定計画  
    小型さん橋 1基（公共） 〕

### 3 危険物取扱施設計画

#### 3-1 大剣地区

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深9m ドルフィン 2バース (専用) [既定計画]

また、石油類の取扱需要の変化等から、以下の施設を廃止する。

〔 既 設  
水深6.5m ドルフィン 1バース (専用) 〕

## 4 水域施設計画

係留施設を含む公共埠頭計画に対応するため、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

### 4-1 航路

既定計画どおりとする。

既定計画

東港地区

中央航路 水深20～21m 幅員330m

東港航路 水深15m 幅員220～330m

栄町地区

三崎航路 水深8m 幅員110～170m

なお、これに伴い、東防波堤延長110m、三崎防波堤（波除）延長110m、三崎第二防波堤（波除）延長100mを撤去する。

## 4-2 泊地

### 東港地区

水深 20 m 面積 4 h a [既定計画の変更計画]

水深 14 m [既定計画]

[ 既定計画  
水深 12 m 面積 1 h a ]

### 藤原ふ頭地区・大剣地区

水深 12 m 面積 2 h a [新規計画]

水深 10 m 面積 1 h a [新規計画]

水深 10 m [既設の変更計画]

水深 9 m 面積 10 h a [既定計画]

[ 既 設  
水深 10 m ]

なお、当該地区の埋立造成及び危険物取扱施設の廃止に伴い、以下の施設を廃止する。

[ 既 設  
水深 10 m 面積 1 h a  
水深 7.5 m 面積 2 h a  
水深 6.5 m 面積 2 h a ]

### 4-3 航路・泊地

#### 東港地区

水深 20 m 面積 13 ha [既定計画の変更計画]

水深 14 m [既定計画]

[ 既定計画  
水深 12 m 面積 8 ha ]

#### 藤原ふ頭地区・大剣地区

水深 12 m 面積 7 ha [既設の変更計画]

[ 既 設  
水深 10 m 面積 11 ha ]

## 5 外郭施設計画

既定計画どおりとする。

既定計画

沖防波堤	延長	2,540 m
		(うち400 m既設、1,959 m工事中)
第二沖防波堤	延長	860 m
		(うち150 m工事中)
神白防波堤	延長	800 m
三崎防波堤	延長	780 m
		(うち670 m既設)
大剣防波堤	延長	360 m
		(うち260 m既設)
大剣防波堤 (波除)	延長	100 m

## 6 小型船だまり計画

### 6-1 1・2号ふ頭地区

既定計画とおりにする。

既定計画	
2号ふ頭防波堤（波除）	延長 120 m

### 6-2 5・6号ふ頭地区

既定計画どおりとする。

既定計画	
5号ふ頭防波堤（波除）	延長 80 m
岸壁 水深 4.5 m	延長 340 m (うち 170 m 既設)
埠頭用地 1 ha	

## 7 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 7-1 道路

臨港道路1号線（区間A）〔既設の変更計画（起点の延伸）〕

起点 東港地区

終点 3号ふ頭地区 2車線

既 設

臨港道路1号線（区間A）

起点 東港地区

終点 3号ふ頭地区 2車線

臨港道路栄町ふ頭内線

既定計画どおりとする。

既定計画

臨港道路栄町ふ頭内線

起点 1・2号ふ頭地区

終点 栄町ふ頭内 2車線

なお、これに伴い、小名川防波堤延長130mを撤去する。

## IV 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

(1) 本港のシンボリックな機能や港湾利用者の休息及び修景のための緑地を次のとおり計画する。

東港地区	緑地	7 h a	[既設の変更計画]
3号ふ頭地区	緑地	3 h a	[既定計画]
5・6号ふ頭地区	緑地	1 h a	[既定計画]

既 設			
東港地区	緑地	6 h a	

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

単位：h a

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
東港地区	(16) 16								(16) 16
栄町地区	(1) 1					(1) 1			(1) 1
大剣地区	(5) 5								(5) 5
合計	(22) 22	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(22) 22

注1：（ ）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地利用計画

単位：h a

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
東港地区	( 52) 52	(11) 11				( 2) 2		( 7) 7	( 71) 71
栄町地区	( 9) 9	( 2) 2				( 4) 4		( 1) 1	( 17) 17
1・2号ふ頭地区	( 4) 4	( 1) 1	( 9) 9		(5) 5	( 3) 3		(12) 12	( 32) 32
3号ふ頭地区	( 9) 9					( 1) 1		( 3) 3	( 13) 13
4号ふ頭地区	( 13) 13	( 7) 7				( 1) 1			( 20) 20
5・6号ふ頭地区	( 27) 27	( 4) 4				( 2) 2		( 1) 1	( 33) 33
7号ふ頭地区	( 31) 31	(13) 13				( 3) 3			( 46) 46
高山地区				( 71) 71		( 5) 5			( 76) 76
渚地区				( 54) 54		( 6) 6			( 60) 60
藤原ふ頭地区	( 10) 10	( 23) 23				( 1) 1			( 34) 34
藤原地区		( 2) 2		( 28) 28		( 2) 2			( 32) 32
大剣地区	( 17) 17	( 8) 8		(161) 161		( 7) 7	(5) 5	( 5) 5	(203) 203
剣浜地区			( 3) 3			(3) 3		(11) 11	( 17) 17
合計	(170) 170	(70) 70	(12) 12	(314) 314	(5) 5	(39) 39	(5) 5	(39) 39	(654) 654

注1：( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## VI 港湾の効率的な運営に関する事項

### 1 効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア）

主として石炭等のバルク貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営を図るため、以下の施設において、効率的な運営を特に促進するように措置することを計画する。

#### 5・6号ふ頭地区

水深14m 岸壁1バース 延長280m [既設] 6-1  
水深12m 岸壁1バース 延長240m [既設] 5-1  
埠頭用地 19ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）  
[既設]

臨港道路1号線（区間B） 1ha [既設]

臨港道路5・6号ふ頭内線 2ha [既設]

港湾関連用地 1ha（バルク貨物の輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務用地） [既設]

#### 7号ふ頭地区

水深13m 岸壁2バース 延長540m [既設] 7-1、2  
水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [既設] 7-5  
埠頭用地 27ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）  
[既設]

臨港道路7号ふ頭内線 3ha [既設]

港湾関連用地 13ha（バルク貨物の輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務用地） [既設]

東港地区

水深 20 m 岸壁 2 バース 延長 740 m

(うち 1 バース工事中) [既定計画の変更計画] H-1、2

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 280 m [既定計画] H-3

埠頭用地 52 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち 30 ha 工事中) [既設の変更計画]

臨港道路 1 号線 (区間 A) 1 ha [新規計画]

## VII その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

沖防波堤 延長 2, 540 m  
(うち 400 m 既設、1, 959 m 工事中) [既定計画]  
第二沖防波堤 延長 860 m  
(うち 150 m 工事中) [既定計画]  
神白防波堤 延長 800 m [既定計画]

#### 東港地区

岸壁 2 バース 水深 20 m 延長 740 m  
(うち 1 バース 工事中) [既定計画の変更計画] H-1、2  
岸壁 1 バース 水深 14 m 延長 280 m [既定計画] H-3

中央航路 水深 20～21 m 幅員 330 m [既定計画]  
泊地 水深 20 m 面積 4 ha [既定計画の変更計画]  
航路・泊地 水深 20 m 面積 13 ha  
[既定計画の変更計画]

臨港道路 1 号線 (区間 A) [既設の変更計画]  
起点 東港地区  
終点 3 号ふ頭地区 2 車線

大剣地区

岸壁1バース 水深1.2m 延長250m [新規計画] O-1

泊地 水深1.2m 面積2ha [新規計画]

航路・泊地 水深1.2m 面積7ha [既設の変更計画]

## 2 大規模地震対策施設

### (1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

既に計画されている施設のうち、大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設は次のとおりとする。

#### 5・6号ふ頭地区

岸壁 水深12m 岸壁1バース 延長240m

[既設] 5-1

道路 臨港道路5・6号ふ頭内線 [既設]

起点 5・6号ふ頭地区

終点 臨港道路1号線(区間B) 2～4車線

臨港道路1号線(区間B) [既設]

起点 5・6号ふ頭地区

終点 泉町下川国道6号交差点 6車線

## (2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

### 東港地区

岸壁 水深20m 岸壁2バース 延長740m

(うち370m工事中) [既定計画の変更計画] H-1、2

道路 臨港道路1号線(区間A) [既設の変更計画]

起点 東港地区

終点 3号ふ頭地区 2車線

臨港道路1号線(区間B) [既設]

起点 3号ふ頭地区

終点 5・6号ふ頭地区 6車線

### 大剣地区

岸壁 水深12m 岸壁1バース 延長250m

[新規計画] O-1

道路 臨港道路大剣ふ頭内線 [既設]

起点 大剣地区

終点 臨港道路1号線(区間B) 2車線

### 3 港湾施設の利用

#### (1) 物資補給のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を以下のとおり計画する。

#### 3号ふ頭地区

水深10m 岸壁2バース 延長350m (物資補給岸壁)

[既設] 3-1、2

#### 4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

##### (1) 岸壁の将来構想

東港地区の一部については、将来の貨物需要に対応するための岸壁の将来構想とし、今後、その具体化を検討する。

